

経営改善計画策定支援費用補助事業のご案内

経営改善計画策定支援費用補助事業とは…

国が実施している「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」の支援対象者のうち、東京信用保証協会をご利用中の方を対象に、両事業において自己負担となる費用の全部または一部を当協会が補助する事業です。

国が実施する経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業の比較

	経営改善計画策定支援事業 (通称 405 事業)	早期経営改善計画策定支援事業 (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)
対象者	金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業者等	本格的な経営改善が必要となる前の段階において、資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業者等
金融支援の要否	必要です	必要ではありません
金融機関の同意確認	原則として、取引のある全ての金融機関に計画を提出し、同意書の取得が必要。	メインまたは準メインの金融機関に計画を提出し、受取書等を取得すれば可能。
計画策定支援費用に関する国の費用補助	3分の2(上限200万円)	3分の2(上限15万円)

※協会の費用補助事業には、補助要件があります。詳しくは裏面をご参照ください。



経営改善計画策定支援事業と早期経営改善計画策定支援事業は、下記のような方におすすめいたします。

経営改善計画策定支援事業 (通称 405 事業)

金融機関への返済条件などを変更することで、資金繰りを安定させながら

必要な売上や利益を確保できる経営管理を行いたい。

人件費以外のコスト削減を図りたい。

業況悪化の根本的な原因を把握したい。

黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい。

経営改善の取組を継続的にフォローアップしてほしい。

早期経営改善計画策定支援事業 (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)

新型コロナウイルスの影響で資金繰りが不安定になっている。

現在当社が置かれた状況を客観的に見つめなおし、今後の取組を整理したい。

初めて依頼する専門家に最初から高額な費用負担は出来ないの、まずは1度お試しで計画を作りたい。

東京信用保証協会の費用補助事業の概要

	経営改善計画策定支援事業 ^{※1} (通称 405 事業)	早期経営改善計画策定支援事業 ^{※1} (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)
当協会の費用補助	計画策定支援費用 ^{※2} の 6分の1 (上限50万円)	計画策定支援費用 ^{※2} の 3分の1 (上限10万円)
当協会の補助要件	経営サポート会議の開催および 改善サポート保証の利用	経営サポート会議の開催

(注) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けることはできません。

※1 当協会の補助の対象は「通常枠」に限ります。

※2 伴走支援費用、金融機関交渉費用等は対象外です。

ご利用の流れ

補助利用申請 (当協会各支店)

認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に対し、「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」の利用に係る申請を行い、その上で当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

(協会所定書式)

- 利用申請書兼誓約書(様式 1) ^{※3} ※3 書式は当協会ホームページからダウンロード可能です。

(その他資料)

- (早期) 経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
- 業務別見積明細書(写)
- 申請者の概要(写)
- 主要金融機関の確認書面(405 事業) または金融機関の事前相談書 (ポストコロナ持続的発展計画事業)

補助支払申請までに必要な要件

認定支援機関の支援を受けて策定した経営改善計画または早期経営改善計画について、当協会が事務局となり**経営サポート会議^{*}を開催**することが必要となります。

また、経営改善計画策定支援事業の場合は、取引金融機関の同意を得た計画に基づき、「**改善サポート保証**」をご利用いただくことが要件となります。

※経営サポート会議…金融機関、中小企業者、保証協会の三者以上が集まり、経営支援の方向性や内容について意見交換を行う場です。

補助支払申請

認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に対して計画策定支援事業に基づく費用支払申請を行い、認定支援機関が同協議会から支払決定を証する書面を受領した後に、当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

(協会所定書式)

- 補助金交付申請書(様式 2) ^{※4} ※4 書式は当協会ホームページからダウンロード可能です。

(その他資料)

- (早期) 経営改善計画策定支援費用支払申請書(写)
 - 業務別請求明細書(写)
 - 申請者による費用負担額(自己負担分)の支払を示す証憑類(写)
 - 中小企業活性化協議会が認定支援機関に対して通知した支払決定を通知する書面(写) ^{※5}
- ※5 計画策定支援費用の一部の支払いが留保され、伴走支援の実施後に支払われる場合は、留保される額を差し引いた当該費用の支払決定を証する書面で可。

お問い合わせ先



東京信用保証協会

ご相談は各支店保証課の窓口でお受けしております。
詳しくは右記QRコードを読み取ってご確認ください



(2022.05)